たものの災害復旧に要する経費に関する補助金については、令和五年度に加え、令和六年度においても、その補助率を二分の一から三分の二に引き上げることとした。（附則第九条関係）

２　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令（政令第一一三号）（厚生労働省）

１　診療放射線技師試験委員の数は、三六人以内とすることとした。（第六条第一項関係）

２　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一一四号）（厚生労働省）

１　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療特別手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

２　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

㈡　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（政令第一一五号）（厚生労働省）

１　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

２　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

㈡　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第一一六号）（厚生労働省）

１　定期の予防接種を行うB類疾病として新型コロナウイルス感染症を定めるとともに、その対象者を六五歳以上の者及び六〇歳以上六五歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるものとすることとした。（第二条及び第三条関係）

２　Ｈｉｂ感染症に係る定期の予防接種の対象者を、生後二月から、生後九〇月までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める月に至るまでの間にある者とすることとした。（第三条関係）

３　予防接種法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（第一条～第一三条、第一七条、第一八条、第二一条、第二四条及び第二六条関係）

４　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二条及び第三条関係）

㈡　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一一七号）（厚生労働省）

１　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

２　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

㈡　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（政令第一一八号）（厚生労働省）

１　麻薬取締官の定数を三〇〇人とすることとした。（本則関係）

２　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（政令第一一九号）（こども家庭庁）

１　物価指数の変動に応じてその額の改定を行うべきことを定めた児童扶養手当法その他の関係法律の規定に基づき、令和六年四月以降の月分の児童扶養手当等の額の改定等を行うこととした。（本則関係）

２　令和六年三月以前の月分の児童扶養手当等について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

３　令和六年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第三項関係）

４　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第一二〇号）（こども家庭庁）

１　母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金の貸付金額の限度を三四七万円（母子・父子福祉団体に対して貸し付ける母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金については、五二二万円）に引き上げることとした。（第七条第一号、第三一条の五第一号及び第三六条第一号関係）

２　母子事業継続資金、父子事業継続資金及び寡婦事業継続資金の貸付金額の限度を一七四万円に引き上げることとした。（第七条第二号、第三一条の五第二号及び第三六条第二号関係）

３　専修学校に就学する児童であって、一般課程を履修するものに係る母子修学資金及び父子修学資金並びに専修学校に就学する寡婦の被扶養者であって、一般課程を履修するものに係る寡婦修学資金の貸付金額の限度を五万円、〇〇〇円に引き上げることとした。（第七条第三号ニ、第三一条の五第三号ニ及び第三六条第三号ニ関係）

４　母子結婚資金、父子結婚資金及び寡婦結婚資金の貸付金額の限度を三二万円に引き上げることとした。（第七条第一二号、第三一条の五第一二号及び第三六条第一二号関係）

５　母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金について、養成機関において六月以上修業する場合に支給することとした。また、母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給要件についても、同様の改正を行うこととした。（第二八条第一項及び第三項並びに第二九条第二項第一号関係）

６　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二一号）（厚生労働省）

１　令和六年四月以降の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額を改定することとした。（本則関係）

２　令和六年三月以前の月分の特別障害給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

３　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二二号）（厚生労働省）

１　自立支援医療費の支給要件等の経過的特例及び経過措置を令和九年三月三一日まで延長することとした。（本則関係）

２　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二三号）（厚生労働省）

１　補装具費の支給の制限について、その所得の基準の対象となる者から障害児及びその属する世帯の他の世帯員を除くこととした。（第四三条の二関係）

２　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令（政令第一二四号）（厚生労働省）

１　未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額を改正前の二一万二、〇〇〇円から二一万五、〇〇〇円に引き上げることとした。（本則関係）

２　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。（附則第一項関係）